

総合特別区域法の概要<予算関連法>

総合特別区域の設定を通じ、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、総合特別区域基本方針の策定、総合特別区域計画の認定、当該認定を受けた総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定める。

総合特別区域法の概要

◆総合特区制度の創設

総合特別区域推進本部の設置

◆総合特別区域における施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部を設置

- ・総合特別区域基本方針の案を作成し、総合特別区域の指定に対する意見のとりまとめ等を実施。

総合特別区域基本方針の策定（閣議決定）

◆政府は、総合特別区域における施策の総合的・集中的な推進を図るための総合特別区域基本方針を策定

総合特別区域の指定

◆地方公共団体は、地域協議会の協議を経て、総合特別区域の指定を申請

◆内閣総理大臣は、指定基準に適合する区域を、国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域として指定

- ・民間事業者等は、地方公共団体に対して、指定の申請をすることを提案可能。
- ・地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることが可能。

①国際戦略総合特別区域

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の拠点形成等による国際競争力の強化



②地域活性化総合特別区域

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域の活性化



協議

国と地方の協議会の設置

◆内閣総理大臣、内閣総理大臣の指定する国務大臣及び指定地方公共団体の長は、総合特別区域ごとに、協議会を設置

- ・地方公共団体が実施・促進しようとする事業、新たな規制の特例措置等の整備等を協議。

地域協議会の設置

- 構成員：地方公共団体、事業の実施主体、経済団体、金融機関、NPO法人等
- 総合特別区域の指定申請、作成しようとする計画並びに認定計画及びその実施に関し必要な協議を実施。



協議

国際戦略総合特別区域計画・地域活性化総合特別区域計画の認定

◆指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化を図るための計画を作成し、認定を申請

◆内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を経て、同計画を認定

規制の特例措置等

- 認定計画に基づき、規制の特例措置、課税の特例、総合特区支援利子補給金等の特別の措置を適用。
- 政省令により規定された地方公共団体の事務に関する規制について、認定地方公共団体が条例で定めるところにより、規制の特例措置を適用。
- その他、総合特区推進調整費を予算措置。